## 医療ようぼく(要員)としての心構え

医療ようぼく(要員)は、「天理よろづ相談所 創設の理念」に基づいて医療に 従事しようとする者で、将来、天理よろづ相談所に勤務するにふさわしい医療従 事者となるよう、下記事項を遵守し、真摯につとめること。

- (1) 医療ようぼくとして医療に従事する上から、「天理よろづ相談所 創設の理 念」の根本である天理教の教えについて、進んで学ぶこと。
  - \* これは、創設の理念への理解を求めるものであり、決して信仰を強制するものではありません。
- (2) 天理よろづ相談所が夏期に開催する「医療ようぼく育成研修会」また、適 宜開催する「医療ようぼく育成講演会」等に必ず参加すること。
- (3) 学資金の貸与は、原則として天理よろづ相談所が委嘱した世話役からの手渡しとし、その面談において、近況の報告等をすること。また、世話役が行う勉学への取り組みの助言や医療ようぼくとしての日々の生活態度についての指導を素直に受けること。
- (4) 天理よろづ相談所への提出物や本所からの連絡については、怠りなく対応 すること。

## (5) 奨学金の返済

卒業及び資格取得後、直ちに天理よろづ相談所職員採用試験に応募し採用され、規定の期間以上の勤務を誓約する者は、在職期間中の返済猶予や、返済免除の申請ができる。

ただし、卒業及び資格取得後、直ちに本所職員採用試験に応募したが採用とならなかった場合、また、採用試験に応募しない場合には、直ちに奨学金を全額返済すること。

また、天理よろづ相談所に採用された後、規定の年数に満たないまま自己の都合により退職する者についても、奨学金を全額返済すること。

## (6) 要員採用の取り消し

成績不良で留年した場合、また、本心構えを遵守することなく医療よう ぼくとしてふさわしくないと判断したときは、要員採用を取り消すことが ある。その場合には、奨学金貸与を停止し、それまで貸与を受けた奨学金 を全額返済すること。